

13 還付請求を行う場合について

◎ 還付金の請求について

記入例4のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

- ① 次のページの様式を切り離して使用できます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
- ② 厚生労働省HP(右のQRコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してください。)からダウンロードできます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
- ③ 労働局又は最寄りの労働基準監督署にあります。
なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。



記入例

還付金を振込む金融機関名(金融機関名は省略しないで正確に)及び支店名を記入してください。また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。なお、ネット銀行の一部については振込が出来ない場合があります。

郵便局での受取を希望する場合は、こちらの欄に記入してください。(指定できない郵便局もあります。)

口座の種類・口座の番号を記入してください。
※口座種別の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

様式第8号(第36条関係) 労働保険 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別 労働保険料・一般拠出金

種別 31751 労働保険番号 XX101600101-000

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称(漢字) ○○銀行 口座番号 11234567

支店名称(漢字) ××支店 郵便局名称(漢字) 株式会社○○工務店

② 還付請求額(注意)各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

労働保険料 800000 一般拠出金 268450

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
XX101600101-000	3年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	829円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します 3年6月14日

事業主 株式会社○○工務店

還付理由 1.年度更新 9-03

還付金発生年度(元号:令和は9) 令和9年

『事業主』欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

還付請求書を提出する年度を、元号「9」を付けてご記入ください。

きこうじし線 控えが必要な場合は「ロー」をつけてください

種別

3 1 7 5 1

労働保険番号

都道府県 所管管轄(1) 基幹番号 枝番号

※修正項目番号 ※漢字修正項目番号

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関 (金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称 (漢字) 略称を使用せず正式な金融機関名を記入して下さい
種別 1.普通 (項1) 2.当座 (項2) 3.通知 (項3) 4.別段
口座番号 ※右詰で空白は0を記入して下さい
支店名称 (漢字) 略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい
ゆうちょ銀行記号番号 記号 番号 ※右詰で空白は0を記入して下さい (項4)
※金融機関コード (項5) ※支店コード (項6) フリガナ 口座名義人

郵便局名称 (漢字) 略称を使用せず正式名称で〇〇郵便局まで記入して下さい (項7)
区・市・郡 (漢字) (項8)

② 還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 (項9) 円
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 (項10) 円
(ウ) 差額 (項11) 円
(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額 (詳細は以下③)
(オ) 労働保険料等に充当 (項12) 円
(カ) 一般拠出金に充当 (項13) 円
(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ) (項14) 円
(ク) 納付した一般拠出金 (項15) 円
(ケ) 改定した一般拠出金 (項16) 円
(コ) 差額 (項17) 円
(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額 (詳細は以下③)
(シ) 一般拠出金に充当 (項18) 円
(ス) 労働保険料等に充当 (項19) 円
(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス) (項20) 円

③ 労働保険料等への充当額内訳

Table with 3 columns: 充当先事業の労働保険番号, 労働保険料等の種別, 充当額

上記のとおり還付を請求します。

(郵便番号) (住所) (電話番号)

年 月 日

事業主 名称

氏名

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿
労働局労働保険特別会計資金前渡官 殿

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

※修正項目 (英数・カナ)

修正項目入力欄

還付理由

還付理由入力欄: 1.年度更新 (項21) 2.事業終了 3.その他(算調等)

※修正項目 (漢字)

修正項目入力欄

Table with 6 columns: 歳入徴収官, 部長, 課室長, 補佐, 係長, 係

Table with 3 columns: 社会保険労務士記載欄, 氏名, 電話番号

【注意】

- 1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
2. 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項で○で囲むこと。
3. 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

(この欄には記入しないで下さい)

(注意事項)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条第1項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項において、保険料及び一般拠出金の還付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されております。

したがって、事業主のみなさまにおかれましては、本請求書をできる限り早めに作成していただき、所轄都道府県労働局あてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、行使することができる時から2年を経過した後に、本請求書をご提出いただいた場合は、還付を受けることはできませんのでご注意ください。

ご不明な点等がございましたら、所轄都道府県労働局までお問い合わせください。